

史料にみる大島島四国の開創と変遷

松花菜摘（今治市村上海賊ミュージアム学芸員）

On the History of Ōshima Island, Shikoku and Newly Discovered Historical Materials Natsumi MATSUHANA , Curator, Murakami Kaizoku Museum

A festival called “Shima Shikoku Henro-ichi” is held for three days starting on the third Saturday of April each year on Ōshima Island. To reach the island, cross the Kurushima Kaikyō Bridge, the first bridge on the Imabari side of the Shimanami Kaidō (Nishi-Seto Expressway), which connects the island regions of Imabari City in Ehime Prefecture and Onomichi City in Hiroshima Prefecture. “Shima Shikoku” is a miniature version of the Shikoku 88-temple pilgrimage, which is completed entirely on the island. During the “Henro-ichi” season, many pilgrims from inside and outside the prefecture visit the island to make the approximately sixty-three-kilometer pilgrimage, which includes both mountains and sea. During the festival, local residents provide osettai, or support for pilgrims. However, the tradition of *zenkonyado*, in which private homes offer lodging to pilgrims, has largely disappeared due to changes in pilgrimage methods brought about by the opening of the Shimanami Kaidō, which shifted the mode of travel from walking to cars, as well as the declining birthrate and aging population among potential hosts.

Shima Shikoku on Ōshima Island was founded in 1807 (Bunka 4) by the physician Gentoku MŌRI (1769–1844), the mountain ascetic Genkū KONGŌIN, and the village headman Jūta IKEDA, among others. Although it attracted large crowds from the time of its founding, the Imabari domain reproached it the following year, resulting in a temporary suspension. However, worshippers continued to visit throughout this period. After several years, the site received the title of “Jun Shikoku” (Sub-Shikoku) from Ninnaji Temple, and pilgrims were once again free to visit. While there are many “Shima Shikoku” sites throughout Japan, few have materials from the time of establishment and clear documentation of their origins like Ōshima's.

This paper introduces historical materials, including a collection of documents passed down from one of the founders, Gentoku Mōri, which are now held by Kōryūji, the 33rd temple on the pilgrimage route located in Yoshiumi-chō Myō, Imabari City. The paper also introduces the newly discovered “Ōshima Shin Shikoku Michi Tebiki” guidebook, which was passed down from Tanaka Shrine (Yoshiumi-chō Honjō) and is now stored at the Noma Hitone Rose Museum. Using these materials, the paper reexamines and organizes the historical origins of Ōshima's Shima Shikoku, which have been passed down to the present day, as well as its evolution over time.

はじめに

愛媛県今治市にある大島の島四国は、島内で完結する四国八十八箇所霊場の写しである。毎年4月の第3土曜日から3日間にわたり「島四国へんろ市」が開催され、島内外から多くの巡拝者が訪れる。全行程約63kmの遍路道では、現在も地域住民による「お接待」が行われているが、かつての「善根宿」の慣習は、しまなみ海道の開通に伴う巡拝形態の変化や少子高齢化等により、今では見られなくなった。

大島島四国は開創時の史料が残っており、由緒が明確である点に特徴がある。現在広く知られている由緒の多くは、開創者の一人である毛利玄得の孫・文啓がまとめた記録や、吉海町の初代教育長・渡辺暁童氏の著作を元としている。

本稿は、高龍寺所蔵の「新四国ニ附一条之事」を軸に、近年発見された「予州越智郡橋之郷大島新四国道案内」などの新出・再発見史料を紹介し、その形成過程と変遷について改めて整理を試みるものである。

1. 史料から見る大島島四国の開創—「新四国二附一条之事」と新出・再発見史料を中心に—

(1) 高龍寺所蔵史料の紹介

大島島四国の開創から今治藩による弾圧、その後の赦免に至る過程をうかがい知ることができる主要な所蔵史料を以下に挙げる。なお、これらの史料の翻刻については、「大島島四国関係史料集」（以下「史料集」と省略する）に掲載するため、適宜参照されたい。

①「新四国二附一条之事」（以下「一条之事」と略す）

大島島四国開創時の状況をうかがい知ることができる貴重な史料。毛利玄得（開創時は「元得」だが、本稿では引用部を除き「玄得」に統一する）・金剛院玄空・池田重太の3名が、文化4（1807）年2月に札所の整備をはじめ、4月に開所式を行い、翌5年に今治藩から処罰を受け、同7年に許されるまでの顛末が記されている。本稿ではこの史料と、それを裏付ける新出史料を含め、改めて開創時の経緯を整理する。

②「伊予国越智郡二名大嶋橋之郷准四国御札所納経所」（以下「納経所」と略す）

一番札所から八十八番札所までの本尊・場所・名称を順に記した史料。巻末に「文化四年卯六月吉日 本庄村 毛利元得」とあるが、開創数年後に仁和寺から許されたはずの「准四国」という呼称が用いられていることから、実際の成立時期については精査が必要であろう。

③「大嶋新四国札所里数記」（以下「里数記」と略す）

一番札所から八十八番札所までの本尊・場所・名称、および次の札所までの距離を記録した史料。文政9（1826）年に開創当初の情報を改訂したもので、現在の札所とは札番や本尊が異なる箇所も散見される（「史料集」の「札所名称・御本尊比較表」を参照されたい）。当時の全行程は「里数凡式拾里五丁（約80km）」におよび、現在よりも長大な道程であった。

④「大島霊場順番井道法記」（以下「道法記」と略す）

玄得の子・暉良（玄策）が安政3（1856）年4月に改定したもので、番号順ではなく実際の道程に沿って記されている。翌安政4年が50周年に当たることから、これに合わせた再編（「改之」と推察される。30年前の「里数記」と比較すると巡拝ルートが変更されており、各札所間の距離をすべて合算すると約50kmの行程となる。

⑤「越智郡大嶋准四国創設由来」（以下「創設由来」と略す）

開創100年の記念法会が催された明治40年5月12日にあわせ、毛利文啓（玄得の孫）が島四国創設の由来を七七調の軽快なリズムで記したもの。推敲の跡が見られる草案が4点現存する。

⑥「愛媛県越智郡大嶋准四国創設発起人弁妄論」（以下「弁妄論」と略す）

大正7（1918）年、文啓が古稀を機に、開創時の苦労を後世に伝えるべく、父・玄策から聞いたことを述べて記したもの。玄得の生活や信念、協力者との交流などが情感豊かに綴られている。

(2) 「一条之事」と諸資料にみる開創期の状況

現在、島四国の由緒として一般に知られている内容は、毛利文啓による「創設由来」や「弁妄論」に依拠している。ここでは「一条之事」を主軸に、開創当時の状況を整理したい。

① 札所の選定と「絵額」の作成

文化4（1807）年2月上旬より島内での札所選定を開始し、3月20日まではすべての札所を定め終えた。しかし、各村の神社へ割り当てを試みたものの、社人の拒絶にあい、設置場所や番付の再考を余儀なくされた様子がうかがえる。

この選定作業と並行して、札所へ奉納する弘法大師の絵額の制作が行われた。板代は村々への寄進によって募り、絵具代は願主が負担した。絵は毛利玄得がすべて描き、文字は父・文領が担当したという。

この絵額について、渡辺暁童氏は「大師尊の絵額とあるが、各札所の御本尊様が多い」とし、六十三番札所普光寺の毘沙門天の絵額などを開創時の額として紹介している⁽¹⁾。そのため現在もパンフレット等では、同



開創時の額とされた六十三番札所の毘沙門天の絵額

札所の見どころとしてこの毘沙門天の絵額が記されている。しかし「一条之事」の記述に従えば、本来は「弘法大師の絵額」が奉納されていたはずである。

令和5(2023)年に筆者が地元の方のご厚意により、三十四番札所妙法堂を見学させていただいた際、奉納者の名が記された枠の中に、弘法大師の絵額が納められているのが目に留まった。中身を拝見すると、弘法大師の絵とともに、大島島四国での札所名「亀老山村上墓」や本四国の札所名、御詠歌、本尊名が記され、裏面には開創者3名の署名と「于時文化四年卯三月歩定」という日付があった。この日付は「一条之事」で札所の選定が終わったとされる時期と符合する。これこそが本来の開創時の額ではないかと考え、地元の方にお伝えしたところ、後日、六十三番札所からも同じ仕様(日付は「四月吉日」)の額があるのご教示いただいた。お堂に残っていながらも、これまで「開創時の額」としては認識されてこなかったこれらの資料は、まさに当時の姿を伝える再認識すべき史料といえるだろう。



六十三番札所普光寺の開創時の額



三十四番札所妙法堂の開創時の額

②開創供養と新出の「道手引」

文化4年4月1日から3日間、絵額の供養のため、金剛院宅にて大般若修行が行われた。そして4月5日、毛利玄得・池田重太・金剛院玄空の3名は絵額奉納のため、福田浜の七十番札所車南庵より2泊3日の行程で島内を巡拝した。開創後の参詣者は日に300人にもおよび、遠方からの要望に応じて「奉納経道手引」を配布したという。

令和5(2023)年、筆者が今治市吉海郷土文化センターの依頼で田中神社伝来資料の調査を行った際、「予州越智郡橋之郷大島新四国道案内(内題:大嶋新四国道手引)」(以降、「道手引」という史料が含まれていたことが明らかになった。冒頭に「文化四丁卯二月吉日」付で開創者3名が発願主として署名した由緒があり、この記述は「一条之事」と符合する。さらに、奥付からは「文化四年卯五月」に「板行」、すなわち発行されたことが分かる。加えて、今治の「池田屋勇治」が板元、泊村の「重蔵」が版木の施入者であったことも記されている。開創からわずか1か月後には木版刷りの案内書が配布されていた事実を示す、まさに「一条之事」が言及する「道手引」そのものといえる新出史料である。



「道手引」
(田中神社蔵・今治市吉海郷土文化センター寄託)

孫の文啓による「弁妄論」では、玄得が僧籍を捨て医者へ転業したことへの良心の呵責から開創を志したと語られており、それが現在知られる由緒として定着している。一方、「道手引」の冒頭には、文化3年の春に「大島は本四国と寸分違わぬ功德がある」という大師の夢告を授かったことが動機として記されている。後年にまとめられた由緒と開創当初の記録との間に、動機の語られ方の差異が見える点は興味深い。

③ 今治藩による弾圧と処罰

開創から1年を経た翌年2月15日、施主の3人は突如公儀（今治藩）より呼び出しを受け、翌日今治へと出向き、代官所にて取り調べを受けた。その日の記録に「道手引之判者御代官所江差上置」とある。この「判」が「道手引」の「版木」を指すのか、あるいは何らかの印判を指すのかは詳らかではないが、いずれにせよ「道手引」に関わる物品を没収されたことで、島四国の活動に制約が課されたことが推察される。

3人は一度帰宅を許されたものの、2月23日には役人が大勢押し寄せ、彼らに対して「追込（監禁）」を命じた。さらにその処分は、庄屋や組頭までもが「遠慮（謹慎）」を命じられる事態へと発展した。

「一条之事」には処罰の具体的な理由は記されていないが、「弁妄論」では(一)僧侶（玄空）が俗人を煽動して、神社を仏化しようとしたこと、(二)盛大な開所式を金剛院で行ったことがその証拠であること、(三)そのために地元の有力者である池田重太と毛利玄得を抱き込み、庶民を欺くための道具にしたこと、といった3つの罪状が挙げられている。これに対し玄得は反論したが、最終的には「衆人を騒がせた」ことが「不届」であるとして「一家族3年間の流刑」、池田重太は「役儀を免じ、名字取り上げ」、金剛院は「謹慎」という判決が下ったと記している。

これらの罪状の原本は今治藩側には残されていないが、明治27(1894)年に今治藩の元家老である服部正弘が編纂した歴史書「今治拾遺」には、当時の藩側の認識を裏付ける記述が見える。同書には「発起者領庁許可ヲ不受、人民協議上ニ而成立候小堂ニ付、三人重キ譴責ヲ受、小堂ハ悉ク廃止被仰付、取除候」と記されている。今治藩側の視点では、弾圧の最大の要因は宗教的な問題以上に、「藩の許可（領庁許可）を得ず、民間の合議だけで勝手に小堂を建立したこと」にあったといえる。今治藩としては、藩の統制を介さない独断的な活動を、統治秩序を乱す「不届」と見なしていたのだろう。

2月28日、金剛院は仁江村へ、玄得は名村へ村替えとなり、池田重太は苗字・役儀を取り上げられた。名村の竹治宅に身を寄せていた玄得は、その後父・文領の病氣療養のため、妻子とともに一時帰宅を許された時期もあったが、文領の死後、再び単身で名村へ戻っている。

④ 赦免

文化7年4月3日、玄得はようやく家族共々の帰村が許され、5日には今治藩の役人に赦免の挨拶回りをして、事態は収束した。「一条之事」は、文化5年2月以降、遍路の継続は厳しく制限されたが、それでも参拝者は絶えることなく、状況が「猶去」、すなわち取り締まりがおろそかになり、自然と解禁に近い状態になっていったことを記して筆を置いている。

この数年後、大島島四国は仁和寺から「准四国」の呼称を許されたと伝わっている。残念ながら認可の時期を直接示す一次史料は現存しないが、文啓は何らかの史料を元に書き写したと思われる仁和寺からの「台文」を「弁妄論」に引用している。なお、下賜された提灯については、「恐れ多し」として年月を経てから本山へ返納したと記されており、残念ながら現物は残っていないという。

しかし、今治市村上海賊ミュージアムに寄託されている六十番札所遍照坊のおりんの銘文には、「文政七(1824)年三月吉日」の日付とともに「大島准四国」の文字が刻まれている。そのため、文化7年の赦免から文政年間に至るまでの間に「准四国」という名称が公然と使用されるほど霊場としての地位が確立していたことは確実といえるだろう。

3. 島四国のその後—島四国の巡拝ルートと札所の変遷

(1) 開創期

「一条之事」によれば、開創時に完成した絵額を奉納する際、施主らは七十番札所車南庵から巡拝を開始している。一方、「今治拾遺」には「文化四丁卯年、越智郡大島十六ヶ村へ割、四国八十八ヶ所之巡拝小堂ヲ設タル時ハ、札所ノ寺院モナク、(中略)八十八ヶ所へ小堂建立セシ也」とある。この記述から、開創当初はすべての札所にお堂が揃っていたわけではなかったことが推察される。

例えば、四十二番札所証林庵の棟札（個人蔵・今治市村上海賊ミュージアム寄託）には、開創者3名の名が「発願主」として記されているとともに、「文化四年丁卯八月十日大吉日」との年記があるため、4月の開創から4ヶ月を経てお堂が建立されたことがわかる。また、開創1ヶ月後の5月に板行された「道手引」においても、札所名はお堂の名称ではなく「うら戸」という地名で記されている。

また、一番札所正覚庵は「道手引」では「かわじ塚」と記されている。現在でも「かわちさん」の愛称で親しまれているが、これは武術に秀でた川路小兵衛という人物に由来する。境内には、川路が絶命したと伝わる岩の上に「実相院式譽正讚居士」と刻まれた碑があるが、これこそが「かわじ塚」であろう。同様に、三十四番札所妙法堂の開創時の絵額には、「道手引」の「亀老山」に加えて「村上墓」と記されている。「村上墓」は、後述する安政期の整備とも併せて考えれば、現在もお堂の右脇にある村上義弘の墓と伝わる宝篋印塔とみて差し支えない。

これらのことから、開創当初は必ずしもお堂という形態にこだわらず、既存の史跡や塚そのものを札所としていた可能性が考えられる。

(2) 弾圧後の再整備

文化5(1808)年、島四国は今治藩による弾圧を受け、「今治拾遺」に「小堂ハ悉ク廢止被仰付、取除候所」と記されているように、一度はすべての小堂が撤去されるという状況に追い込まれたようだ。

文化7(1810)年によく藩の赦しを得た後、霊場が段階的に再整備されていった様子は、残されたいくつかの史料からうかがい知ることができる。現在、今治市村上海賊ミュージアムに寄託されている四番札所無量寿庵の釣鐘(市指定文化財)の銘文には、「文化八辛未六月吉日」に余所国村の人々が施主となって造立されたことが刻まれている。これは、赦免の翌年には地域住民の手によって再び信仰の場としての体裁を整えようとする動きが始まっていた一例といえるだろう。

また、「納経所」のなかの三十九番宥信庵(正味村)の項にある付箋には、「文化九年申歳、宥信庵札所屋鋪替入仏開眼」という記述が見られる。これについても、文化9(1812)年頃には「屋鋪替」、すなわち場所の移転を伴う再整備が行われていた可能性を示唆するものと考えられる。

これらの事例を復興の過程と断定するにはさらなる史料の蓄積を待つ必要があるが、文政9(1826)年の「里数記」や安政3(1856)年の「道法記」に見られる改定を併せて考えると、弾圧による一時的な停滞を経て、時間をかけながら徐々に現在に近い形へと整備されていったものと推察される。

(3) 犬目宿兵助の「逃亡日記」にみる巡拝の事例

初期の巡拝路を考える上で興味深い史料が、犬目宿兵助の「逃亡日記」⁽²⁾である。兵助は天保7(1836)年に起きた甲州一揆の指導者の一人で、事件後に各地を流浪するなか、開創30年にあたる天保8年4月2日から15日まで大島に滞在した。彼は今治城下から便船で大島へ渡り、各地で「善根宿」に泊まりながら、その札として算盤を指南しつつ「新(四)国八十八ヶ所」を巡拝している。

兵助の足跡を辿ると、4月2日から4日までは本庄に宿泊し、5日は五十二番から七十三番までの32枚(原文ママ。22枚か)を納めて仁江村に宿泊。6日は七十四番から八十七番までの14枚を納め、田浦村の氏宮(林八幡大神社)に宿泊。7日は八十八番から始め、5枚を納めて余所国村に宿泊。8日に同村、9日には戸代村に宿泊し、10日は十六番から二十三番まで8枚を納めて志津見に宿泊。11日は二十四番から三十七番まで14枚納めて名駒に宿泊。12日に三十八番から五十一番まで14枚納め、結願を果たしている。

彼は五十二番から打ち始めているが、起点が当初の七十番から変更されたのか、あるいは任意であったのかは、事例が少ないため不明である。ただ、七十番(福田)も五十二番(本庄)も現在の幸港付近に位置するため、当時の参詣者はこの界隈を起点としていたとも考えられる。

(4) 開創50周年頃の整備

その後、玄得の子・暉良(玄策)が安政3(1856)年に改定した「道法記」では、先述の通り実際の道程に沿って記されている。例えば宮窪の五番から十一番札所にかけての順路は、少なくとも安政3年時点では「五→九→十→八→七→六→十一」という、山越えを伴うルートであったことがわかる。

この翌年の安政4年は開創50周年にあたる。渡辺暁童氏が昭和48年に行った道しるべの悉皆調査の記録⁽³⁾によれば、江戸時代の道しるべ117基のうち、年代判明分の約4割にあたる43基が安政3～5年に集中している。三十四番札所妙法堂の伝村上義弘墓の横に建つ石柱⁽⁴⁾や、三十八番の崖下に安置された波切不動も、この安政4年5月に暉良が願主となり建立・安置したものである。開創50周年を機に、暉良の手によって道

や史跡の再整備が進められた様子がうかがえる。

(5)近代から現代へ

時代が下り大正期になると、交通手段の変化に伴い起点はさらに移動する。大正15(1926)年発行のマップ⁽⁵⁾には、「今治市を經由して渡島の参詣者は築港棧橋より汽船にて、第三十八番亀山村大字名駒蹠山潮音坊(現仏浄庵)下に上陸す」と記されている。平成8(1996)年に記録された大先達・伊藤清吉氏のインタビュー⁽⁶⁾においても、足摺(三十八番札所)の岸壁に船を着け、そこから急な崖を登って参拝した様子が語られており、当時の巡拝の実態を裏付けている。昭和52(1977)年発行のガイドブック⁽⁷⁾では、昭和38(1963)年に就航した今治・下田水間のフェリーの影響を受け、上陸地点に近い四十四番十楽庵から打ち始める現在のスタイルとなっている。また、昭和62(1987)年発行のガイドブック⁽⁸⁾では、山越えルートと並んで海岸線を通る番号順(五→六→七……)のルートが併記されるようになり、現在では海岸沿いのルートに集約されている。

そして昭和63(1988)年、伯方・大島大橋の開通に際して発行されたガイドブック⁽⁹⁾には「車利用の島四国ガイドブック第一号」と記され、駐車位置やUターン可能な場所などが詳細に記されている。こうして、開創以来の「歩き」中心の巡拝は、現代の「車」主流の形態へと大きく変容を遂げていった。

むすびにかえて

本稿では、「一条之事」を軸に大島島四国の開創期を整理するとともに、開創時の奉納額と特定された絵額や、新出の「道手引」等の史料紹介を行った。また、これらの史料を通じ、開創直後から多くの参詣者を集めていた島四国が、藩の弾圧を受けながらも途切れることなく継続し、時代に合わせて変容しながら現代に至った過程を確認した。

現在、島四国を取り巻く環境は大きな転換期にある。しまなみ海道的全線開通による巡拝形態の変化や、島内の少子高齢化、さらには近年の新型コロナウイルス流行による規模縮小など、これまで当たり前とされてきた行事や慣習をどう維持していくか、改めて考えていかなければならない。開創以来、困難を乗り越えて独自の文化を形成してきた歴史的背景を再認識することは、この霊場を守り伝えてきた地域社会の誇りを再構築し、その価値を次世代へと継承していくための重要な一歩となると考える。200年あまり続いてきたこの文化が、今後も250年、300年と継承されていくことを切に願い、本稿の結びとしたい。

【註】

- (1) 渡辺暁童『大島島四国八十八話』1999年
- (2) 増田広実「甲州郡内騒動頭取犬目村兵助と『逃亡日記』その他(史料紹介)」(『歴史評論』338号、1978年)
- (3) 「昭和48年3月大島準四国道しるべ実測」今治市吉海郷土文化センター蔵
- (4) 正面に「国分山・鳴河門・務司・稲井・能島以上五箇所之城主前金吾判官村上三郎左衛門尉源義弘公廟」、左側面に「当島霊場第三十四番土州種間寺拜所」、右側面に「施主 櫻井村 村上建之」、背面に「安政四丁巳五月吉日 願主 本庄村 毛利暉良」と刻まれている。
- (5) 二神諦淳「実地踏査 大島準四国霊場地図」1926年
- (6) 榊原正道『島四国へんろ今昔』2007年(取材は1996年)
- (7) 「伊予大島島四国ガイドブック」吉海町・宮窪町観光協会、1977年
- (8) 「えひめ大島島四国ガイドブック」吉海町・宮窪町観光協会、1987年。開創180年を記念して1977年のガイドブックを改訂したもの。
- (9) 「島四国ガイドブック」吉海町・宮窪町観光協会、1988年

【謝辞】

本稿を執筆するにあたり、貴重な所蔵史料の紹介を快く許可いただいた高龍寺、ならびに今治市吉海郷土文化センター、また、各札所での調査の際、貴重なお話を聞かせてくださった地元の皆様、および関係各位に厚く御礼を申し上げます。